

## インフルエンザによる出席停止について

お子さまがインフルエンザに感染したとの報告を受けましたので、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなります。家庭において医師と相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。

完全に治らないうちに無理をすると思わぬ余病を併発する場合がありますし、他の児童・生徒に感染する心配もありますので、十分に注意してください。

なお再登校の際には、裏面「インフルエンザによる出席停止報告書」を保護者が記入し、学校へ提出してください。

## 【インフルエンザ発症から再登校まで】

- ①インフルエンザ発症
- ②医療機関受診（インフルエンザ診断）
- ③学校へ電話で「受診結果・再登校予定日」等を報告
- ④「インフルエンザによる出席停止報告書」を市HP（または学校）から受け取り、記入・提出。

※学校保健安全法では出席停止の期間を次のように定めております。

	病 名	出 席 停 止 の 期 間
第 二 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等が感染の恐れがなくなったと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等が感染の恐れがなくなったと認めるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医等が感染の恐れがなくなったと認めるまで

